

町のうごき

本籍数	5,356
本籍人口	16,438
世帯数	4,444 (4,348)
住民登録人	16,292 (16,147)
内 男	7,903
内 女	8,389

5月1日現在
()内は4月1日現在

広報 てんのう

No. 185

昭和53年

6月1日発行

発行・秋田県天王町役場 電(018878)2211~4
編集・企画室 印刷・秋田協同印刷 電(0188)237477~8

▲「知事を囲む行政懇談会」町内の各関係者も多数出席



▶ 県行政の情勢を報告する小畠知事

五月二十日、町公民館において「知事を囲む行政懇談会」が行われた。知事訪問は、各市町村の地域住民のかかえる問題や県政に対する要望などを聞き、県政に反映させるため毎年行われているもので、本町からは、町当局、各界、各団体等の代表者約八十名が出席した。

行政懇談会が行われる前に、

小畠知事は追分西の県立高校建設地と企業局の造成地を視察され、各関係者の説明にしばし足をとめ「予想よりもしばらく」と述べていた。

懇談会で小畠知事は、秋田湾開発の進行状況や県政の情勢をのべ、今後も地域住民の方々の

小畠
知事

県立高校建設地などを視察

本町から五つの要望

知事訪問



▲町長と県関係者から説明をうけ微笑む一コマも

ご理解とご協力を、とあいさつ。

しついで……五つの要望事

項が出された。

町長が歓迎のあいさつを述べた後、地方課長より昨年本町より要望された事項についての説明がなされた。

それによると、県道（秋田・男鹿線）の側溝の排水流末問題について、五十二年度緊急度

の高い江川地区については、九月補正で予算措置（事業費九百八十万円、延長五百十三メートル）をし、実施しました。

なお、流末処理は下水道を完備しないがぎり解決できませんが近くに流末処理ができる水路等があれば今後とも町と協議のうえ検討してまいりたい。また同地域の排水処理につけては、五十二年度事業で完了しました。男鹿、昭和線の側溝に対するフタがけについては、昭和五十三年度から継続事業で実施するよう検討いたします。と県の意向を明らかにした。

項目は、(1)土地利用計画について、(2)町道の県道への昇格について、(3)社会体育施設の整備に対する

協議について、(4)行政境界の問題があり、(5)については、次の線引きは

昭和五十七年であるが、秋田湾開発とモデル事業との関連もある

大正元年の国土地理院の地図で、五十二年度事業で完了しました。男鹿、昭和線の側溝に対するフタがけについては、昭和五十三年度から継続事業で実施するよう検討いたします。と県の意向を明らかにした。

今回知事に対する町の要望事

意を明確にした。

(1) 土地利用計画について

(2) 町道の県道への昇格について

(3) 社会体育施設の整備に対する

協議について

(4) 秋田湾地区開発に伴う埋立地の所属と施設の配置計画について

(5) 都市計画区域の線引きの見直

用計画にそつて乱開発防止のため打合せをし、急ぐところは早く見直しをしたい。と回答があつた。要望事項説明の後、質疑に入り、参加者の方々から活発な意見の交換がなされた。

最後に小畠知事は「天王町が豊かな田園都市となるよう、み

なさんのご要望に応えたい」と

結び、行政懇談会を終えた。

開発計画のあらまし 銑鋼一貫製鉄所の導入めざす



開発の必要性

なぜ秋田湾地区の開発は必要でしょか。秋田県が長年抱えてきた課題は大きく分けて◎若年層の県内定着と人口構造の是正◎出稼ぎの防止◎産業構造の改善と所得水準の向上の三つで、この解決は県勢発展に不可欠の条件です。

現在、秋田県には若い人の職場が少なく、学校を卒業した人々は、県外の職場へ大量に流れていますし、そうしたことによつて県内の人口構成は高齢化しつつあります。若い人を引き

県ではこの基本計画をもとに引き続いだ環境影響評価の作業を進めるほか、港湾、道路など事業実施のための各種施設の建設計画の策定、漁業関係の調整立地企業の誘導など積極的に進めています。

この基本計画は、秋田湾地区開発に伴う埋め立て地の位置と規模、工業の業種と配置、生活基盤の整備、環境の保全、地場産業の振興など基本的な事項について定めたもので、計画策定にあたってはこれまで関係市町村、関係住民などから広く意見を寄せて頂き、これを集約し、さらに県議会、特別委員会の厳正な審査を経て成案となつたものです。

この基本計画は、秋田湾地区開発に伴う埋め立て地の位置と規模、工業の業種と配置、生活基盤の整備、環境の保全、地場産業の振興など基本的な事項について定めたもので、計画策定にあたってはこれまで関係市町村、関係住民などから広く意見を寄せて頂き、これを集約し、さらに県議会、特別委員会の厳正な審査を経て成案となつたものです。

以来検討されてきた秋田湾の開発構想が基本計画としてまとまりました。昭和四十四年十二月を得、去る三月二十五日成案となりました。昭和四十四年

離島方式で 工業基地建設

用地の造成は船越水道を境に男鹿側埋め立て地には製鉄所、天王側埋め立て地には関連工業を立地させる計画で、うち工業用地に使うのは千九百ヘクタール、残りの六百ヘクタールは公園、緑地、港湾などの公共用地です。

なぜ秋田湾地区の開発は必要でしょか。秋田県が長年抱えてきた課題は大きく分けて◎若年層の県内定着と人口構造の是正◎出稼ぎの防止◎産業構造の改善と所得水準の向上の三つで、この解決は県勢発展に不可欠の条件です。

現在、秋田県には若い人の職場が少なく、学校を卒業した人々は、県外の職場へ大量に流れていますし、そうしたことによつて県内の人口構成は高齢化しつつあります。若い人を引き

基本計画の概要

基本計画は秋田湾地区に新たに工業基地の建設を図る」と明確に打ち出していますし、このことによつて本県の開発計画は大きく前進するものと考えられます。

この計画の成否は、その中心となる製鉄所の誘致が実現できるかどうかにかかる。秋田湾立地に重要な工事は進出企業の見通しです。

秋田湾地区開発の今後の手続

きとして、環境影響評価の実施

があります。埋め立てなど基幹

業の誘致見通しの確保、さらには港湾建設、海面埋め立てなど

漁業補償の円満な解決、進出企

業の開発です。

国も第三次全国総合開発計画

で「秋田湾地区に新たに工業基

地の建設を図る」と明確に打ち

出していますし、このことによ

つて本県の開発計画は大きく前

進するものと考えられます。

これが、中核となる製鉄所、

関連工業の誘致はこのため最も

重要な問題となります。今後、

各界、各層を網羅した強力な誘

致体制をつくり、秋田湾立地に

なる工事は進出企業の見通し

がついた段階で初めて着手され

ますので、中核となる製鉄所、

関連工業の誘致はこのため最も

重要な問題となります。今後、



秋田湾地区

環境影響評価 の実施

約二万五千人の従業者が現地採用されるとの見通しに対して、この数字は多すぎるのではないか、という声もありますが、これは現在、日本では最も設備、技術面で進んでいる製鉄所の実態と今後の近代化の予測、本県の就業動向などを分析しての予測、よってはじき出されたもので、過大見積りではありません。

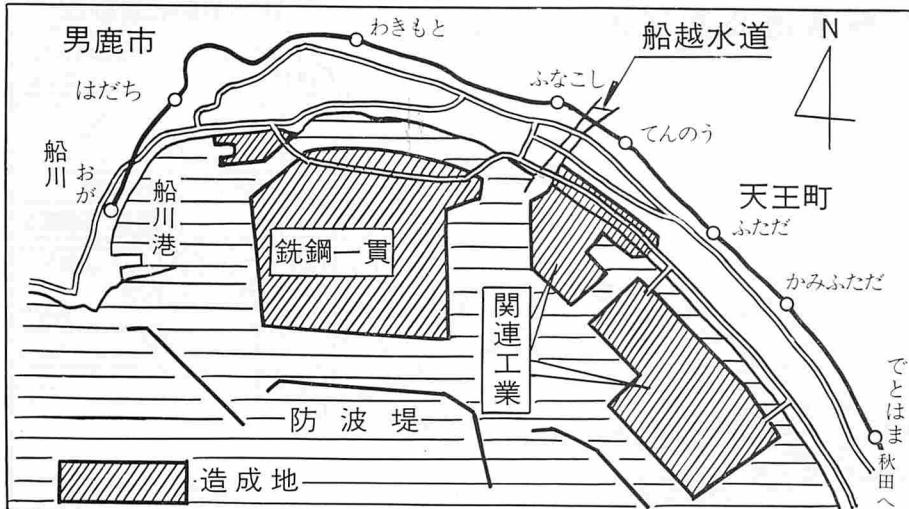
建設工事が始まりますと、現在稼働している人で県内就業を希望する人はここ建設現場で働くことができるようになるでしょう。さらに企業進出にあたっては、地元からの採用を最優先するよう働きかけるとともに、職業訓練、就職相談などの施策を総合的に推進します。

地元雇用の促進

むしろこの開発で地域一帯の人口が増え、野菜、果物、畜産物などの消費が増大するので、今の農業形態から都市近郊型農業のような新たな農業の展開、発展が期待されるほどです。

また、この開発が始まれば、地元中小企業に対し相当量の工事の発注や物資調達面の仕事がゆだねられることになるので、地元業者がこれに対応できるよう経営体質の改善を進め、業界全体の受け入れにも万全の体制を確立します。

工業基地の概要図



工業の業種と規模

業種	用地面積	従業者数	生産額
銑鋼一貫製鉄	1,200ha	11,500人	6,400億円
関連工業	700	20,600	4,100
計	1,900	32,100	10,500

(注) 價格: 昭和50年価格

土地利用計画の概要

用地名	面積	備考
工業用地	1,900ha	
港湾用地	160	ふ頭用地
サービス業務用地	30	官庁、福利厚生施設等
公園緑地	240	公共緑地
交通用地等	170	通路、通信、電力、用水施設等
計	2,500	

及ぼす影響を事前に十分予測評価し、その結果を住民に公表するほか、環境の保全が可能であると判断したうえで、初めて開発を行います。

環境影響評価書案の公表に至るまでの間においては、中間報告をもつて関係住民に対して説明を行い、その意見を十分反映したものにしたいと考えであり、住民等の意見と、それらに対し講じた措置については評価書案に明記してこれを公表する考えです。

この開発では海面の一部埋立て、港湾、道路など生産関連施設及び住宅、学校、保育所、公園など生活関連施設の整備による総額八千五百四十五億円の事業費が必要と見込まれていますが、これにより県、市町村の財政を圧迫するのではないか、という心配する声があります。この事業費の内訳をみると当面の国の負担が千五百七十一億円、県が四千七十四億円、市町村百九十七億円、誘致企業などの負担が二千七百三億円となっています。しかしこの中には用地造成

費などのように一時、県が進出企業の肩代わりする分も含まれているので最終的な県の負担は九百五十一億円です。それにこの事業費は約十六年間に分けて投入されますし、また資金確保の手だてを十分講ずることにより、県、市町村の財政を大きく圧迫することはないと考えています。

秋田湾地区開発は長期にわたる大規模な地域開発事業だけに県民生活と密接な関係のある福祉行政などに支障が生じてはなりません。県ではこのことを十分に念頭において適切な措置を講ずることとしています。

事業資金の確保

羽立北野墓地公園

40区画を募集

永代使用申込み



▲ 環境に恵まれ、静かなたたずまいの羽立北野墓地公園

町では、羽立北野住宅団地の隣地に園路、照明、駐車場などを完備した羽立北野墓地公園を造成し、昨年の九月、第一次の募集をいたしました。

本年度は四十区画を対象に募集いたしますので次によりお申込みください。

- 墓地の名称 天王町羽立北野墓地公園
- 場所 天王町天王羽立北野
- 募集区画数 四十区画
- 申込資格者 間口一メートル
- 奥行三メートル
- 申込期間 昭和五十三年六月五日～三十日
- 申込方法 申込用紙（墓地使用許可申請書）に所定の事項を記入し、本籍または住所を証明する書類を添付して役場保健衛生課にお申込みください。
- 同一区画に複数の申込があり場合は抽選で決定します
- 申込用紙は、保健衛生課または役場窓口にあります。
- 使用料及び納付 一区画九万三千円
- (昭和五十三年度価格) 使用料の納付は、申し込みにより決定し、許可書の交付と同時に全額納付することになります。
- 使用上の条件 この墓地には、墳墓、碑石もしくは形像類のものは建設することはできませんが、火葬しない死体（胎）の埋葬は禁止されています。また、墓地の維持管理上支障があると認められる建物は制限されます。その他詳細については役場保健衛生課にお問い合わせください。

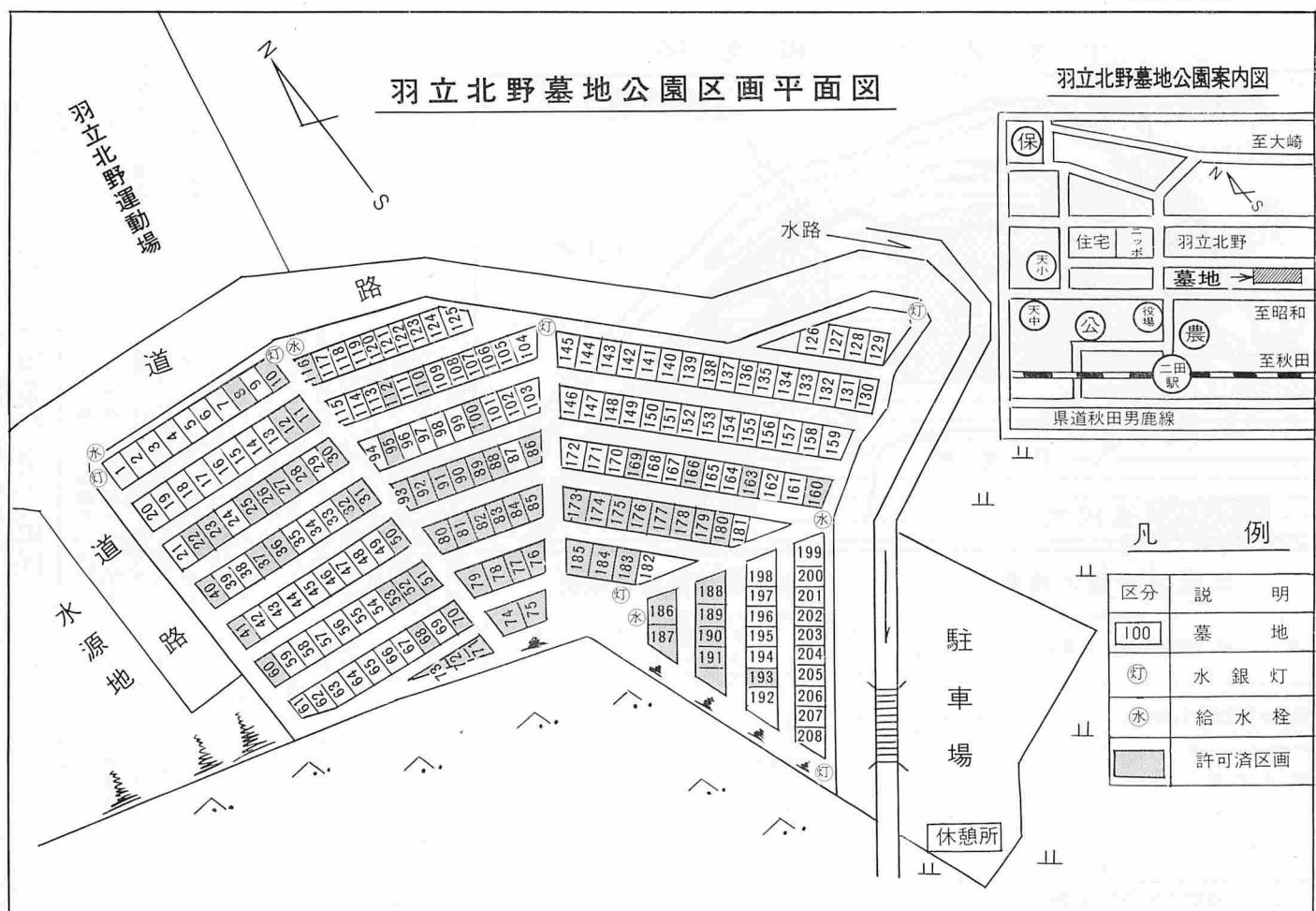
▽墓地公園永代使用案内

(一)町内に本籍、または住所を有する者

(二)現在墓地のない者

(三)永代使用料の支払いができる者

羽立北野墓地公園案内図



—6月15日に—

事業所統計調査



・調査票は汚したり 折ったり 丸めたりしないようにお願いします

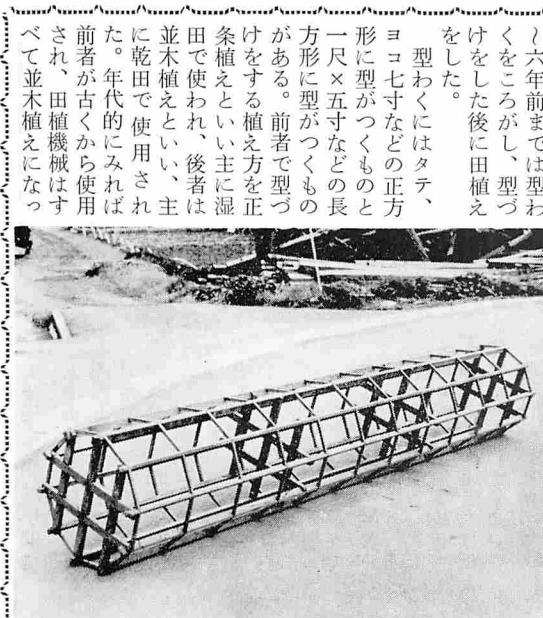
昭和53年事業所統計調査が、6月15日に全国いっせいに行われます。

この調査は世帯をもれなく調査する国勢調査に対し、全国の事業所をもれなく調査する悉皆調査です。このため営利、非営利にかかわらず、事業を行っているすべての事業所、例えば工場、商店、会社、官庁、学校、病院から国鉄の駅、神社、仏閣にいたるまで調査されます。

調査の結果は、我が国の産業や規模等の基本構造、すなわち産業の見取り図を示すものとして、国はもちろん、都道府県、市町村での各種の行政、経済施策の基礎資料として多方面に利用されます。例えば①国、都道府県における地域開発計画及び都市計画、②社会保障雇用施策、交通、通信施策の立案、③国民所得、県民所得、市町村民所得等、多くの分野にわたり利用されます。

これらの資料となる集計結果は、1日でも早く利用できるよう集計を行うため、調査票を直接機械にかけますので、汚したり折りたりしないように記入するようお願いします。調査員が6月15日から25日頃までうかがいますのでよろしくご協力ください。

なお、調査票に記入していただいたことがらを他にももらしたり、統計を作る以外の目的、例えば徴税など他の目的に使用することは絶対にありませんのでご懸念なく申告してくださいざるようご理解とご協力を願います。

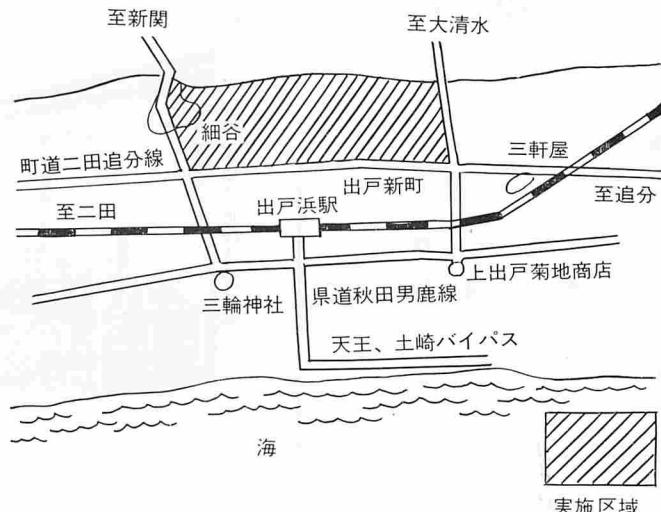


田植えの型わく
【68】

田植機械の普及によって田植えがほぼ終った。田植え機械は田植え作業の時間が早まるなど、大きな変化をもたらした。田植機械のつめの間隔と回転の調節によつて苗の位置を決めるが、五

くをころがし、型づけをした後に田植えをした。年代的にみれば、型わくにはタテ、ヨコ七寸などの正方形に型がつくものと一尺×五寸などの長方形に型がつくものとがある。前者で型づけをする植え方を正面に乾田で使用され、田植えといい主に湿田で使われた。前者が古くから使用され、田植機械はすべて並木植えになつ

地籍調査実施区域図



お知らせ

地籍調査は国土の開発、及び保全、ならびにその利用の高度化を図るために基礎資料となります。

今年度は、字細谷長根、字細谷（一部）、字上狼縫（一部）を対象に一・一六平方キロメートルを実施します。

この調査は、隣接関係者が立合つて一筆ごとの土地の境界を決めることになり、後日土池を所有している方に連絡（ハガキか電話）をしますので必ず立合ってください。なお、詳細については役場企画室地籍調査係にお問い合わせください。

住宅金融公庫では昭和五十三年度の年金被保険者住宅資金の融資を募集いたします。
▽申し込み受付
(1) 受付期間
「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関の店頭、または窓口に掲示します。

住宅金融公庫では昭和五十三年度の年金被保険者住宅資金の融資を募集いたします。
▽申し込み受付
(2) 受付場所
住宅金融公庫資金の借入申し込みを取り扱う金融機関。
▽申し込み方法
住宅金融公庫資金の借り入れ申し込みと同一の取り扱い金額にてお申込みください。

住宅金融公庫資金の借り入れ申し込みと同一の取り扱い金額にてお申込みください。
▽申し込み用紙領布先
住宅金融公庫業務取扱店、または「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関、または仙台支所にお問い合わせください。
▽申込用紙領布先
仙台支所
○二二二（二七）九三一
※「住宅金融公庫業務取扱店」
○秋田銀行船越支店
○秋田相互銀行船越支店
○天王町農業協同組合
○秋田信用金庫天王支店

年金被保険者住宅資金融資のご案内

▽申し込み用紙領布先
住宅金融公庫、または「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関。
▽申込用紙領布先
仙台支所
○二二二（二七）九三一
※「住宅金融公庫業務取扱店」
○秋田銀行船越支店
○秋田相互銀行船越支店
○天王町農業協同組合
○秋田信用金庫天王支店

昭和五十三年度

お知らせ

地籍調査は国土の開発、及び保全、ならびにその利用の高度化を図るために基礎資料となります。

今年度は、字細谷長根、字細谷（一部）、字上狼縫（一部）を対象に一・一六平方キロメートルを実施します。

この調査は、隣接関係者が立合つて一筆ごとの土地の境界を決めることになり、後日土池を所有している方に連絡（ハガキか電話）をしますので必ず立合ってください。なお、詳細については役場企画室地籍調査係にお問い合わせください。

住宅金融公庫では昭和五十三年度の年金被保険者住宅資金の融資を募集いたします。
▽申し込み受付
(1) 受付期間
「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関の店頭、または窓口に掲示します。

住宅金融公庫では昭和五十三年度の年金被保険者住宅資金の融資を募集いたします。
▽申し込み受付
(2) 受付場所
住宅金融公庫資金の借入申し込みを取り扱う金融機関。
▽申し込み方法
住宅金融公庫資金の借り入れ申し込みと同一の取り扱い金額にてお申込みください。

住宅金融公庫では昭和五十三年度の年金被保険者住宅資金の融資を募集いたします。
▽申し込み用紙領布先
住宅金融公庫業務取扱店、または「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関、または仙台支所にお問い合わせください。
▽申込用紙領布先
仙台支所
○二二二（二七）九三一
※「住宅金融公庫業務取扱店」
○秋田銀行船越支店
○秋田相互銀行船越支店
○天王町農業協同組合
○秋田信用金庫天王支店

簡易生命保険

町事業に

一億八千万円を融資



みんなさんから集金された郵便局の簡易保険は、将来の支払いに備えて積み立ててあります。簡易生命保険積立金は、将来の融資立て立ても保険金として活躍します。

二級建築士試験

準備講習会のお知らせ

二級建築士試験準備講習会が次々日程で行われます。

千九百十萬円、東湖小学校改築事業に一億三千六百万円、追分小学校増築費として六百八十万円、あわせて一億八千九百九十万円が融資されています。

- ①講習料・無料
 - ②テキスト代
 - ③講習人員一百五十名(先着順)
 - ④受講申し込み
 - ⑤受講受け付け
- 秋田県総合職業訓練センター
- 188-1254
1981年6月24日
- 講習開始前日まで定員になります。次第に締め切ります。

▷講習科目及び日時

a. 実施日 53年6月6日～53年7月14日(毎週火曜日、金曜日)

月	実施日(曜日)	科目及び時間		建築構造	建築計画	建築施工	建築法規
		6(火)	8時間				
6月	9(金)				8		
	13(火)		8				
	16(金)				8		
	20(火)		8				
	23(金)				8		
	27(火)					8	
7月	30(金)						8
	4(火)					8	
	7(金)						8
	11(火)					8	
	14(金)						8
計		12日	24	24	24	24	24

b. 時間 午前9時00分～午後5時00分

ところ	とき	相談所の開設
天王町役場	午前10時から午後3時	日常生活の中で困ったことなどを気軽にご相談ください。
天王町公民館	午前10時～午後3時	なお、相談にあたっての秘密は固く守られ、無料です。
天王町公民館	午前10時～午後3時	どを気軽にご相談ください。

胃部集団検診の

お知らせ

本年度の胃部集団検診が次の日程で実施いたしますので最寄りの会場で検診を受けてください。

○ 検診日程と実施会場

月 日	実 施 会 場
6月13日	追 分 分 館
14日	北野 児 童 館
15日	出戸地区コミュニティセンター
16日	大崎 分 館
17日	大崎 分 館
18日	江川 児 童 館
20日	羽立 分 館
21日	天王本郷分館
22日	天王町公民館
23日	天王町公民館

△申し込み先

地区保健会の成人病予防部会か、役場保健衛生課まで

△〆切日 — 6月8日まで

△受けつけ時間

各会場とも午前5時30分から午前8時まで

なお、13日、14日、19日は午前6時から午前8時までです。

△検診料

個人負担分 300円(検診料1入 1,800円のところ町から1,500円を補助します)

春季予防接種

三種混合のお知らせ

春季予防接種、三種混合が次の日程で行われます。

△対象者

○ 第1期 — 生後24ヶ月から48ヶ月までの間に3回行う。

○ 第2期 — 第1期接種済者で接種後12ヶ月から18ヶ月に至る者。

とき・回数	1回目	2回目	2回目
ところ			
追 分 分 館	6月12日	7月10日	8月7日
出 戸 小 学 校	6月13日	7月11日	8月8日
天王本郷分館	6月14日	7月12日	8月9日
天王町公民館	6月15日	7月13日	8月10日

△接種日は安静にして入浴させないこと。

△接種後発熱してそれが2日以上つづくようなら医師の診察を受けてください。

△受け付け時間は各予防接種とも午後1時から2時までです。

母子手帳は必ずご持参ください。

△予防接種の事故防止のため、問診には正確にお答えできる人を付き添わせてください。

△予防接種によると思われる高熱が続いたり、ひきつけをおこした場合は至急医師の診断を受け、役場保健衛生課に連絡してください。

**保険料の納められない方は
免除の手続きを**

国民年金

国民年金の保険料は一ヶ月二千七百三十円ですが、病気などの都合で收入が少いために保険料の納付が困難な場合は保険料が免除される制度があります。

無年金者に救済措置
おたずねください。
くわしくは役場国民年金係に
とき、保険料を納めることかたで
さかのぼって旧料金で納めるこ
とができます。これを追納制度
といいます。

無年金者に救済措置

この免除には生活扶助を受けている方など法律で定めている条件に該当すると、届出だけでも免除になる「法定免除」と、納められない事情を申し出て県知事の承認を得て免除される「申請免除」とがあります。申請によって今年度の保険料の免除を受けるためには七月までに役場で手続きをしなければなりません。

国民年金法の改正については、今国会で審議されておりますが、五月十日、参議院で原案どおり可決成立しました。

今回の改正は物価の上昇に合わせた年金額の引き上げや、無年金者を救済する特別納付の実施などが主な内容となつております。

特に無年金者については最後のチャンスなので、今から準備をしておく必要があります。

〔改正内容〕

- | | | | |
|-------------------|------------------------|--|--|
| 1. 捲出年金関係 | | | |
| ◦ 年金額のスライド | 6.7% | 53年 7月実施 | |
| ◦ 年金額の引き上げ | | | |
| 老齢年金 | — 25年
— 10年
— 5年 | 426,500円 → 455,100円
(月額35,558円) (37,925円)
269,100円 → 287,100円
(月額22,425円) (23,925円)
196,900円 → 210,100円
(月額16,408円) (17,508円) | |
| 障害年金 | 1級
2級 | 541,500円 → 577,600円
(45,125円) (48,133円)
433,200円 → 462,100円
(36,100円) (38,508円) | |
| 母子、準母子年金 | | 433,200円 → 462,100円
(36,100円) (38,508円) | |
| ◦ 無年金者対策(特別納付)の実施 | | | |
| 特別納付保険料額 | 1カ月につき 4,000円 | | |
| 実施期間 | 53.7.1～55.6.30 | | |
| ◦ 保険料額 | | | |
| 54年 4月から | 3,300円 | | |
| 55年 4月から | 3,650円 × 54年度のスライド率 | | |

慶弔
だより

三九

13

国民年金は納めた人と同様に受ける権利がありまから、未納のままにせざ必ず役場に申し出てください。

渡部 六愁
螺施階尽きて灯台雲のなか
灯台の花壇に芽立つさや腕豆
花に雨戦さの絶えぬ国思う
鉛筆の転がる机梅雨じめり
灰散いてリンゴの花の咲き揃
う

綿雲を頭上に通院終ゆ若葉
湖を刷く夕焼け夜学の門開く
陽炎を浴びて半日曜大工

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。

還付方法とその手続きは次のとおりです。

ハサラリーマンの場合

昭和五十二年分所得税の特別減税の場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月と七月ごろ勤務先から還付されます。

事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についての

お知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によつて郵便局で還付金を受取ることになります。

江川大崎羽立北野持長根天王下狼緣羽立北野持長根天王下狼緣二鈴長菅長村長戸長西長鈴長吉長伊女木男原男井女田女村女木女田女藤美隆芳芳剛茂裕昇尚 幸久優敏美美彰
四月中
成憲行久中羊子五子代雄子雄幸

追神若男大北上官仙細昭千羽北上海五城上江川二田持長根二田下狼緣上江川長沼上江川上北野天王江川追分羽立道合二田大崎
分奈美鹿市崎北海道猿谷町和葉縣立目崎町山陶伊中夏吉下菅安初菅菅小菅渡伊浅三伊伊鹿口山藤田井田山原田野原原堀邊藤野浦藤藤男山女橋男藤男木女柳男部男田男藤男山男原男藤女木女山男畠男浦明浩七易澄邦キ善篤暢正志美正悦慶エ正万恒泰弘寛宣淳正智洋繁久久洋次壯隆大真慎勝勝義亞智健隆建
子三子藏子男イ郎子夫子郎江幸子一子善子通之次子雄哉雄弘子雄樹志和男樹夫介司琴一一雄子嗣藏雄